

務	00	01	30年
(令和35年3月末まで保存)			

運 免 第 1 1 1 号
(交 企)
令 和 4 年 5 月 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月青森県条例第26号）が令和4年3月28日に公布され、同年5月13日から施行されることとなった。

本改正の概要等については、下記のとおりであることから、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 改正の概要

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等が一部改正され、運転技能検査等の新設や手数料の標準額の見直しが行われた。

それに伴い、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の規定を整理するとともに、手数料の金額を標準額に準じたものに改正した。

2 改正の内容

(1) 運転技能検査等の規定の追加（第1条、第3条及び第4条）

申請による安全運転サポート車等限定条件付き運転免許、運転技能検査及び若年運転者講習に係る規定を加えた。

(2) 手数料金額等の改正（別表（第2条関係））

ア 道路交通法第89条第3項の規定による「運転技能検査手数料」の名称について、「運転技能検査」の新設による名称の重複を避けるため、「検査手数料」に改めた。

イ 限定解除審査手数料に、申請による安全運転サポート車等限定条件付運転免許に係る規定を加えた。

ウ 認知機能検査手数料を1,050円に改めた。

エ 認知機能検査員講習受講手数料について、名称を「認知機能検査等検査員講習受講手数料」に改めるとともに、自動車安全運転センターでの研修を受けた者の手数料を1,200円に、それ以外の者の手数料を1,450円に改めた。

オ 運転技能検査手数料の3,550円を新設した。

カ 高齢運転者講習及び特定任意高齢者講習の区分を、普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって、普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習（以下「実車指導なし講習」という。）、普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）に対する講習（以下「実車指導あり講習」という。）に見直し、実車指導なし講習を2,900円に、実車指導あり講習を6,450円に改めた。

キ 若年運転者講習手数料の2,250円（講習1時間について）を新設した。

ク 簡易講習及びチャレンジ講習手数料を削除した。

ケ 通知手数料に、若年運転者講習を加えた。

(3) その他

引用法令の条文ずれの修正、別表（第2条関係）の号の繰り下げになどについて改めた。

3 施行期日

令和4年5月13日

4 添付資料

- (1) 青森県報（抜粋）
- (2) 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
- (3) 運転免許等関係手数料改正一覧表

担当：運転免許課企画係

青森県報

号外第十七号

令和四年

三月二十八日

(月曜日)

目次

条 例

- 青森県若者定着奨学金返還支援基金条例……………(企画調整課) ……二
- 青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……三
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……四
- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……五
- 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………(行政経営課) ……五
- 青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………(総務学事課) ……七
- 青森県行政書士試験受験手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……八
- 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例……………(保健衛生課) ……八
- 青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(高年齢福祉保険課) ……九
- 青森県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(同) ……一〇
- 青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……一〇
- 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………(農村整備課) ……一一
- 青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……一二
- 青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例……………(同) ……一三
- 青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の

一部を改正する条例……………

(消防保安課) ……三

○青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(同) ……四

○青森県電気工事士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) ……五

○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………

(教職員課) ……六

○青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例……………

(文教庁) ……六

○青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………

(高等学) ……七

○県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本部) ……三

○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本部) ……三

○青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(警察本部) ……三

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

(警察本部) ……三

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(青森県警察署協議会条例の一部改正)

2 青森県警察署協議会条例(平成十三年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「青森県板柳警察署協議会」を削る。

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

別表第八号中「千八百円」を「千六百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた届出に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。）の下に「及び道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。以下「改正法」という。）」を加え、同条第七号中「第九十一条」の下に「及び第九十一条の二第二項」を加え、同条第九十七条の二第一項第三号イの下に「及びロ」を加え、

「及び第一百一条の七第一項」を「並びに第一百一条の七第一項並びに改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第九十七条の二第一項第三号イ及び改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第九十七条の二第一項第三号イ及びハ並びに第一百一条の四第三項の規定による運転技能検査に関する事務

第三条第一項中「又は同項第十号」を「同項第十号」に、「ロ」を「」又は同項第十四号に掲げる講習（以下この条及び次条において「若年運転者講習」という。）を「に、「又は初心運転者講習」を「初心運転者講習又は若年運転者講習」に改め、同条第二項中「及び初心運転者講習」を「初心運転者講習及び若年運転者講習」に改める。

第四条中「及び初心運転者講習」を「初心運転者講習及び若年運転者講習」に改める。

別表第十号中「運転技能検査手数料」を「検査手数料」に改め、同表第十一号中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、同表第十四号中「第九十七条の二第一項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「又は第一百一条の七第一項」を「若しくは第一百一条の七第一項又は改正

法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第九十七条の二第二項第三号イ若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項」に、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同表第十五号中「認知機能検査に」を「認知機能検査等に」に、「認知機能検査員講習受講手数料」を「認知機能検査等検査員講習受講手数料」に、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表第二十七号を同表第二十八号とし、同表第二十六号中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第二十五号中

<p>法第九十七条の二第二項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第二項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>五千五百円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千九百五十円）</p>
<p>法第九十七条の二第二項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第二項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>五千五百円</p>

<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>五千八百円</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>二千二百五十円</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>二千二百五十円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四千四百五十円）</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行</p>	<p>二千三百五十円</p>

を

うものに限る。)

法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習

イ 法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第九十七条の二第二項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)
に対する講習又は改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第九十七条の二第一項第三号イ若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習(ロに掲げるものを除く。)

六千四百五十円

ロ 普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の二

二千九百円

に、「二千円」を「二千二百五十円」に、

	<p>第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	
<p>法第百八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>イ 運転免許講習等規則第一条に規定する基準に適合する講習</p> <p>ロ 政令第三十七条の六の二第一号に規定する講習(ハに掲げるものを除く。)</p> <p>ハ ニに掲げる講習を受講し、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしてないと認められた者に対する政令第三十</p>	<p>千三百五十円</p> <p>五千百円(当該講習が更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者(道路交通法施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満である者に限る。)に対するものである場合にあつては、七千九百五十円)</p> <p>千八百円</p>

を

<p>七条の六の二第一号に規定する講習</p>	<p>ニ 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対する講習（イからハまでに掲げるものを除く。）</p>		<p>二千六百五十円</p>
-------------------------	---	--	----------------

<p>法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習</p>	<p>法第百八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>講習一時間について 二千円</p>	<p>二千三百五十円</p>
<p>政令第三十七条の六の二第一号に規定する講習</p>	<p>普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p>		<p>六千四百五十円</p>
<p>普通自動車対応免許を受けている者</p>			<p>二千九百円</p>

に改め、同号を同表第二十六号とし、同

		<p>(法第九十七条の 二第一項第三号イ 若しくはハに掲げ る者又は法第百一 条の四第三項の規 定の適用を受ける 者に限る。)又は 第一種運転免許若 しくは第二種運転 免許であつて普通 自動車対応免許以 外のもののみを受 けている者に対す る講習</p>	

表中第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

<p>十六 法第九十七条の 二第一項第三号イ若 しくはハ又は第百一 条の四第三項の規定 による運転技能検査 を受けようとする者</p>	<p>運転技能検 査手数料</p>		<p>三千五百五十円</p>
---	-----------------------	--	----------------

別表の備考の第二号及び第三号中「第十七号」を「第十八号」に改め、同備考の第四号及び第五号中「第十九号」を「第二十号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第一条 この条例は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）及び道路 交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。以下「改正法」という。）の規定 による次に掲げる事務に係る手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この条例は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）の規定に よる次に掲げる事務に係る手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
一〇六 [略]	一〇六 [同上]
<p>七 法第九十一条及び第九十一条の二第二項の規定による運転することができる自動車及び 原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の種類の限定の全部又は一部の解除に関す る事務</p>	<p>七 法第九十一条の規定による運転することができる自動車及び原動機付自転車（以下「自 動車等」という。）の種類の限定の全部又は一部の解除に関する事務</p>
八〇九 [略]	八〇九 [同上]
<p>十 法第九十七条の二第一項第三号イ及びロ、第一百一条の四第二項並びに第一百一条の七第一 項並びに改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法に よる改正前の法（以下「旧法」という。）第九十七条の二第一項第三号イ及び改正法附則 第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項の規 定による認知機能検査に関する事務</p>	<p>十 法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項及び第一百一条の七第一項の規定 による認知機能検査に関する事務</p>
<p>十一 法第九十七条の二第一項第三号イ及びハ並びに第一百一条の四第三項の規定による運転技 能検査に関する事務</p>	〔新設〕
十二 [略]	十一 [同上]
十三 [略]	十二 [同上]
十四 [略]	十三 [同上]
十五 [略]	十四 [同上]
十六 [略]	十五 [同上]
十七 [略]	十六 [同上]

十八 「略」

十九 「略」

(指定講習機関に講習を行わせた場合の講習受講手数料の納入等)

第三条 法第八十条の四第一項の規定により公安委員会が法第八十条の二第一項第二号に掲げる講習(以下この条及び次条において「取消処分者講習」という。)、同項第十号に掲げる講習(以下この条及び次条において「初心運転者講習」という。)、又は同項第十四号に掲げる講習(以下この条及び次条において「若年運転者講習」という。)を行わせることとした者(以下「指定講習機関」という。)が行う取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、当該取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習の講習受講手数料をそれぞれ当該指定講習機関に納入しなければならない。

2 前項の規定により指定講習機関に納入された取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習の講習受講手数料は、それぞれ当該指定講習機関の収入とする。

(手数料の納入方法)

第四条 手数料(パーキング・メーター作動手数料並びに取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習の講習受講手数料を除く。)は、青森県収入証紙をもって納入し、取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習の講習受講手数料は、県の収入となる額については青森県収入証紙をもって納入し、指定講習機関の収入となる額については当該指定講習機関の講習業務規程に定めるところにより納入しなければならない。

別表(第二条関係)

十 法第八十	検査手数料	手数料	
		名称	金額
一〇九	「略」	「略」	「略」

十七 「同上」

十八 「同上」

(指定講習機関に講習を行わせた場合の講習受講手数料の納入等)

第三条 法第八十条の四第一項の規定により公安委員会が法第八十条の二第一項第二号に掲げる講習(以下この条及び次条において「取消処分者講習」という。)、又は同項第十号に掲げる講習(以下この条及び次条において「初心運転者講習」という。))を行わせることとした者(以下「指定講習機関」という。)が行う取消処分者講習又は初心運転者講習を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、当該取消処分者講習又は初心運転者講習の講習受講手数料をそれぞれ当該指定講習機関に納入しなければならない。

2 前項の規定により指定講習機関に納入された取消処分者講習及び初心運転者講習の講習受講手数料は、それぞれ当該指定講習機関の収入とする。

(手数料の納入方法)

第四条 手数料(パーキング・メーター作動手数料並びに取消処分者講習及び初心運転者講習の講習受講手数料を除く。)は、青森県収入証紙をもって納入し、取消処分者講習及び初心運転者講習の講習受講手数料は、県の収入となる額については青森県収入証紙をもって納入し、指定講習機関の収入となる額については当該指定講習機関の講習業務規程に定めるところにより納入しなければならない。

別表(第二条関係)

十 法第八十	運転技能検査	手数料	
		名称	金額
一〇九	「同上」	「同上」	「同上」

十二〜十三 〔略〕	九条第三項の規定による検査を受けようとする者	十一 法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができ る自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの	限定解除審査 手数料		
				〔略〕	
			〔略〕	〔略〕	

十二〜十三 〔同上〕	九条第三項の規定による検査を受けようとする者	十一 法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの	限定解除審査 手数料	手数料	
				〔同上〕	
			〔同上〕	〔同上〕	

十四 法第九
認知機能検査

手数料

十七条の二
第一項第三
号イ若しく
はロ、第百
一条の四第
二項若しく
は第百一条
の七第一項
又は改正法
附則第四条
第一項の規
定によりな
お従前の例
によること
とされる旧
法第九十七
条の二第一
項第三号イ
若しくは改
正法附則第
四条第二項
の規定によ
りなお従前
の例による

千五十円

十四 法第九
認知機能検査

手数料

十七条の二
第一項第三
号イ、第百
一条の四第
二項又は第
百一条の七
第一項の規
定による認
知機能検査
を受けよう
とする者

七百五十円

<p>十六 法第九 十七條の二 第一項第三 号イ若しく はハ又は第 百一條の四</p>	<p>と する 者 と する 者 に 対 する 講 習 を 受 け よ う と す る 者</p>	<p>こととされ る旧法第百 一條の四第 二項の規定 による認知 機能検査を 受けようと する者</p>
<p>運転技能検査 手数料</p>	<p>認知機能検査 等検査員講習 受講手数料</p>	
<p>三千五百五十円</p>	<p>千四百五十円（自動車安 全運転センターが行う認 知機能に関する研修等を 受けた者に対する講習に あつては、千二百円）</p>	
<p>〔新設〕</p>	<p>と する 者 と する 者 に 対 する 講 習 を 受 け よ う と す る 者</p>	
	<p>認知機能検査 員講習受講手 数料</p>	
	<p>千四百円（自動車安全運 転センターが行う認知機 能に関する研修等を受け た者に対する講習にあつ ては、八百円）</p>	

<p>第二十一 法第百条の二第</p>	<p>二十 教習指導員審査を受けようとする者</p>	<p>十九 教習指導員資格者証の交付を受けようとする者</p>	<p>十八 技能検定員審査を受けようとする者</p>	<p>十七 技能検定員資格者証の交付を受けようとする者</p>	<p>第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者</p>
<p>運転免許再試験手数料</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>教習指導員資格者証交付手数料</p>	<p>技能検定員審査手数料</p>	<p>技能検定員資格者証交付手数料</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

<p>第二十条の二第一</p>	<p>十九 教習指導員審査を受けようとする者</p>	<p>十八 教習指導員資格者証の交付を受けようとする者</p>	<p>十七 技能検定員審査を受けようとする者</p>	<p>十六 技能検定員資格者証の交付を受けようとする者</p>	
<p>運転免許再試験手数料</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>教習指導員資格者証交付手数料</p>	<p>技能検定員審査手数料</p>	<p>技能検定員資格者証交付手数料</p>	
<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>

<p>第五項（法 第百五条第 二項におい て読み替え て準用する 場合を含む 。）の規定 による運転 経歴証明書 の交付を受 けようとす る者</p>	<p>〔二十五〕 法第 百七条の七 第一項の規 定による国 外運転免許 証の交付を 受けようと する者</p>	<p>国外運転免許 証交付手数料</p>	<p>〔二十六〕 法第 百八条の二第 一項各号又は 第二項の規定 による講習を</p>	<p>講習受講手数料</p>
	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕 法第百八条の二 第一項第十二号 に掲げる講習</p>	<p>イ 法第七十一 条の五第三項 に規定する普 通自動車対応</p>
	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>六千四百五十円</p>	

<p>第五項（法 第百五条第 二項におい て読み替え て準用する 場合を含む 。）の規定 による運転 経歴証明書 の交付を受 けようとす る者</p>	<p>〔二十四〕 法第 百七条の七 第一項の規 定による国 外運転免許 証の交付を 受けようと する者</p>	<p>国外運転免許 証交付手数料</p>	<p>〔二十五〕 法第 百八条の二第 一項各号又は 第二項の規定 による講習を</p>	<p>講習受講手数料</p>
	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕 法第百八条の二 第一項第十二号 に掲げる講習</p>	<p>小型特殊自動車 免許以外の第一 種運転免許又は 第二種運転免許</p>
	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>五千百円</p>	

受けようとする者

免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びびハに掲げる者並びに法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習又は改正法附則第四条第

受けようとする者

を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）

<p>二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習（ロ）に掲げるものを除く。）</p>	<p>ロ 普通自動車 対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転</p>
	<p>二千九百円</p>

<p>小型特殊自動車 免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うも</p>	
<p>五千百円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千九百五十円）</p>	

免許若しくは
第二種運転免
許であつて普
通自動車対応
免許以外のも
のみを受け
ている者に対
する講習

<p>のに限る。)</p> <p>小型特殊自動車 免許以外の第一 種運転免許又は 第二種運転免許 を受けている者 に対する講習（ 法第百一条の七 第四項の規定に より認知機能検 査の結果に基づ いて行うものに 限る。）</p>	<p>五千八百円</p>
<p>小型特殊自動車 免許のみを受け ている者に対す る講習（法第九 十七条の二第一 項第三号イ、第 百一条の四第二 項又は第百一条 の七第四項の規 定により認知機 能検査の結果に 基づいて行うも</p>	<p>二千二百五十円</p>

法第百八条の二第一項第十四号に	「略」	
講習一時間について		

法第百八条の二第一項第十四号に	「同上」		
		<p>のを除く。）</p> <p>小型特殊自動車 免許のみを受け ている者に対す る講習（法第九 十七条の二第一 項第三号イ又は 第一百一条の四第 二項の規定によ り認知機能検査 の結果に基づい て行うものに限 る。）</p>	<p>二千二百五十円（当該認 知機能検査の結果が道路 交通法施行規則第三十九 条に規定する基準に該当 するものにあつては、四 千四百五十円）</p>
講習一時間について		二千三百五十円	

掲げる講習	法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習	千二百五十円
法第百八条の二第二項の規定による講習	<p>法第百八条の二第二項の規定による講習</p> <p>運動免許講習等規則第二条に規定する基準に適合する講習</p>	<p>千三百五十円</p> <p>六千四百五十円</p>
普通自動車対	<p>政令第</p> <p>三十七</p> <p>条の六</p> <p>の二第</p> <p>一号に</p> <p>規定す</p> <p>る講習</p>	<p>普通自</p> <p>動車対</p> <p>応免許</p> <p>を受け</p> <p>ている</p> <p>者（法</p> <p>第九十</p> <p>七条の</p> <p>二第一</p> <p>項第三</p> <p>号イ及</p> <p>びハに</p> <p>掲げる</p> <p>者並び</p> <p>に法第</p> <p>百一条</p> <p>の四第</p>

掲げる講習	「新設」	千円
法第百八条の二第二項の規定による講習	<p>イ 運動免許講習等規則第一条に規定する基準に適合する講習</p> <p>ロ 政令第三十七條の六の二第一号に規定する講習（ハに掲げるものを除く。）</p>	<p>千三百五十円</p> <p>五千円（当該講習が更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者（道路交通法施行規則第二十九條の三第一項の式により算出した数値が七十六未満である者に限る。）に対するものである場合にあっては、七千九百五十円）</p>

三項の	規定の	適用を	受ける	者を除	く。	に	対す	る	講習	普通自	動車対	応免許	を受け	て	いる	者（法	第九十	七条の	二第一	項第三	号イ若	しくは	ハに掲	げる者	又は法	第一百	条の四
											二千九百円																

「削除」	第三項の規定の適用を受けらるる者に限る。又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許である普通自動車、対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習
------	---

ハ ニに掲げる	
千八百円	

<p>第一項第十 百八条の二 二十七 法第</p>	
<p>通知手数料</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>〔削除〕</p>
<p>第一項第十 百八条の二 二十六 法第</p>	
<p>通知手数料</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>講習を受講し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められた者に対する政令第三十七条の六の二第一号に規定する講習</p> <p>二 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対する講習（イからハまでに掲げるものを除く。）</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>二千六百五十円</p>

号、第十三号又は第十四号の規定による講習を受けようとする者	運輸経歴証明書再交付手数料		「略」
-------------------------------	---------------	--	-----

備考

一 「略」

二 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、表の第十八号に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イクト	「略」	審査細目	区分	金額
-----	-----	------	----	----

三 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審

号又は第十三号の規定による講習を受けようとする者	運輸経歴証明書再交付手数料		「同上」
--------------------------	---------------	--	------

備考

一 「同上」

二 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、表の第十七号に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イクト	「同上」	審査細目	区分	金額
-----	------	------	----	----

三 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審

查のいずれをも免除される者である場合並びに同表ハ及びニに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第十八号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イ・ロ 「略」	区分	金額
---------	----	----

四 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、表の第二十号に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イ・ロ 「略」	区分	金額
---------	----	----

五 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第二十号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イ・ロ 「略」	区分	金額
---------	----	----

查のいずれをも免除される者である場合並びに同表ハ及びニに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第十七号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イ・ロ 「同上」	区分	金額
----------	----	----

四 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、表の第十九号に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イ・ロ 「同上」	区分	金額
----------	----	----

五 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の第十九号に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

イ・ロ 「同上」	区分	金額
----------	----	----

運転免許等関係手数料改正一覧表(手数料条例規定順)

○ 認知機能検査手数料、認知機能検査員講習受講手数料、運転技能検査手数料、講習受講手数料

(単位:円)

別表	名称	区分	現行			改正(R4. 5. 13~)			増減額						
			物件費・施設費	人件費	合計	物件費・施設費	人件費	合計							
14	認知機能検査手数料		300	450	750	400	650	1,050	+300						
15	認知機能検査等検査員講習受講手数料		400	1,000	1,400	850	600	1,450	+50						
		自動車安全運転センターが行う認知機能に関する研修等を受けた者に対する講習	400	400	800	850	350	1,200	+400						
新設	運転技能検査手数料					1,050	2,500	3,550	—						
25	講習受講手数料	【現行】 高齢者講習(70歳以上75歳未満の者に対するもの。) (旧法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(実車指導あり)	1,650	3,450	5,100	(区分の見直し)								
			小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	550	1,700	2,250									
		【現行】 高齢者講習(75歳以上の者に対するもの。) (旧法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する講習(実車指導あり)	1,650	3,450	5,100									
			小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)に対する講習(実車指導あり)	1,850	6,100	7,950									
		【現行】 高齢者講習(75歳以上の者に対するもの。) (旧法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)(実車指導あり)	1,400	4,400	5,800									
			小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する講習	550	1,700	2,250									
			小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)に対する講習	750	3,700	4,450									
			小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)	350	2,000	2,350									
		【改正案】 高齢者講習 (新法第108条の2第1項第12号関係)	普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者を除く。)に対する講習(実車指導あり)	(区分の見直し)							2,050	4,400	6,450	—	
			普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	(区分の見直し)							650	2,250	2,900	—	
		若年運転者講習 (新法第108条の2第1項第14号関係)		(新設)							900	1,350	2,250	—	
		車両の運転者に対する講習 (法第108条の2第2項関係)	【現行】 特定任意高齢者講習 □ 政令第37条の6の2第1号に規定する講習(ハに掲げるものを除く。)	70歳以上75歳未満の者又は75歳以上の者(認知機能検査の結果が第3分類の者に限る。)(実車指導あり)	1,650	3,450					5,100	(区分の見直し)			
				75歳以上の者(認知機能検査の結果が第3分類以外の者に限る。)(実車指導あり)	1,850	6,100					7,950				
			【改正案】 特定任意高齢者講習 □ 政令第37条の6の2第1号に規定する講習	普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者を除く。)に対する講習(実車指導あり)	(区分の見直し)						2,050	4,400	6,450	—	
				普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	(区分の見直し)						650	2,250	2,900	—	
			簡易講習 ハ 政令第37条の6の2第1号に規定する講習(チャレンジ講習を受けた結果、自動車等に運転に影響を及ぼしていないと認められた者)		400	1,400					1,800	(廃止)			—
チャレンジ講習 ニ 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する講習(イからハに掲げる者を除く。)			850	1,800	2,650	(廃止)			—						

備考

- 1 認知機能検査の分類(現行):第1分類(49点未満、認知症のおそれ)、第2分類(49点以上76点未満、認知機能低下のおそれ)、第3分類(76点以上、認知機能低下のおそれなし)
- 2 若年運転者講習は、講習1時間当たりの金額を示している。